

和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成 18 年 3 月 1 日
条例第 88 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と、法の下での平等を保障している日本国憲法の理念にのっとり、部落差別、障害者差別、女性差別等のあらゆる差別をなくし、町民 1 人ひとりの人権尊重の意識の高揚に努め、もって平和な明るい和水町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野において、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第 3 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策を理解し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 町は、あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、町民及び関係団体の協力の下、総合的に推進するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、人権教育と啓発活動の推進を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 町は、[第 1 条](#)の目的を達成するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。